

令和4年度四万十町再犯防止推進計画委員会

(第2回委員会議事録・要旨)

1. 日時 令和4年10月5日(水) 13:30~14:50
2. 場所 四万十町役場東庁舎2階 町民活動支援室
3. 出席者
 - 委員
壬生直徳(高幡保護区保護司会・会長/1号委員)
中平憲子(四万十町更生保護女性会・会長/1号委員)
本井ゆき(しまんと町社会福祉協議会・相談支援係長/1号委員)
廣田将和(法務省高松矯正管区・更生支援企画課長/2号委員)
東山和憲(法務省高知保護観察所・企画調整課長/3号委員)
山下恵介(窪川警察署・少年補導主任/3号委員)
森太亮(四万十町役場健康福祉課・総括技官保健師/3号委員)
 - 事務局
長森伸一、輝平孝(四万十町健康福祉課)
武内文治(高幡保護区保護司会事務局長/計画策定事務補助業務受託者)
4. 傍聴者 1名(高知保護観察所・廣瀬統括保護観察官)
5. 次第
開会、委員長あいさつ
協議事項
 - (1) 第1回委員会議事録の確認
 - (2) 町再犯防止推進計画(案)について
 - (3) 今後の計画策定の予定について閉会
【提出資料】
資料1: 次第
資料2: 第1回委員会議事録・要旨(調整中)
資料3: 四万十町再犯防止推進計画(案)
資料4: 今後の予定(計画案の意見公募手続きなど)
6. 議事録(要旨)
 - (1) 第1回委員会議事録の確認
 - ・事務局が第1回委員会議事録要旨を述べ、修正点の意見を求める。
 - ・東山委員から本人発言部分の字句訂正意見があり、しかるべく修正した。
 - (2) 町再犯防止推進計画(案)について
 - ・事務局が計画目次の順に章単位で説明し、委員の意見を求める。

・計画「はじめに」の3段「再犯防止の施策・実施する責務」を「再犯防止の施策等を策定し、実施する責務」に、5段「さまざまな問題」を「さまざまな課題」に修正する意見があり、しかるべく修正することに委員全員了解した。【資料3 (P2)】

・計画「1-6. 計画の対象者」における、支援対象者の定義が理解しにくいので工夫が必要ではとの意見があり、事務局から、精査したのち再度委員に配布し意見公募案の計画となるよう委員の意見集約をしたい旨の対応を提案。これについて委員全員了解した。【資料3 (P6)】

なお、高幡保護区保護司会から支援対象者に「犯罪を犯した者の家族」を加える意見があったが、本計画の期間を踏まえ、次回の見直しの段階で検討することとした。

・計画「3-1. 就労・住居の確保等 (1) 就労の確保」の表中、支援の内容を多機関が連携しつつ、どの部署・関係機関が対応するか明確に記載しているところはよい。

・計画「3. 4. 国・民間団体等との連携強化等」の表中、出前講座の実施の支援内容の記述に「法務省出先機関等と連携し実施し」とあるが「法務省出先機関等と連携して実施し」と改めたらどうか。【資料3 (P14)】

・計画「3-4. 国・民間団体等との連携強化等」の表、若しくは計画「4. 資料編 (4) 関係機関一覧」に、「法テラス」や「地域生活定着支援センター」の項目を加えて説明していただきたい。また、関係機関一覧には連絡先だけでなく、機関の活動がわかる説明も必要では。【資料3 (P14・P18)】

・計画「3-1. 就労・住居の確保等 (1) 就労の確保」の表中、協力雇用主の活用の支援内容の記述について、保護司会は直接関与することがないため「保護司会と町内の協力雇用主」を「ハローワークや保護観察所を通じて町内の協力雇用主」に改めることが適当ではとの意見があり、しかるべく修正することに委員全員了解した。【資料3 (P10)】

・他の自治体の計画では用語解説がある。資料編に用語解説を加えたら理解しやすいのではとの意見があり、事務局から対応する旨の説明をする。

(3) 今後の計画策定の予定について

事務局から、11月7日から意見公募手続を行い、それを踏まえて来年1月に第3回委員会を開催する予定となっているとの説明【資料4】

今回の委員会での意見を踏まえ10月中早い段階で計画修正案を送付し、11月までに委員から確認をいただいて意見公募の計画案としたい。

(4) 閉会

議長が協議の終結を宣言し閉会。(午後2時50分)

以上(調整完了日:令和4年10月〇日)

コメントの追加 [中西部1]: 22/10/17 高松矯正管区より
指摘